

# 近世大名家における「慶事」の共有と「御家」

—萩藩—一代藩主齊元を事例に—

根本 みなみ

はじめに

本稿は近世大名家における後継者の選定及び婚姻という大名家内部の事象を事例に、大名家の「慶事」が「御家」全体にどのように影響しているのか、「慶事」を共有する回路という視点から明らかにしていくことを目的とする。

近世社会では、将軍家など為政者の家に関わる慶弔は、様々な方法を以て社会全体で共有されてきた<sup>1)</sup>。さらに、為政者の家の慶弔に際して、特定の構成員と為政者との間では献上・拝領儀礼が行われた。こうした献上・拝領儀礼は単純に為政者から強制されるというだけではなく、献上・拝領儀礼への参加を以て、他の構成員との差異化を企図するものであったという側面も明らかにされている<sup>2)</sup>。つまり、構成員たちにとって、為政者の家の慶弔に関わる一連の儀礼への参加とは、為政者との家の距離を視覚化し、他の構成員との差異化を企図する場面でもあったのである。

このように、為政者の家の慶事を社会や構成員全体の「慶事」として位置づける回路自体は慶事・凶事に付随する関連儀礼を通じて用意されていた。こうした点は、極端に儀礼行為が特化し、日常生活の全てが構成員の身分秩序を確認する場として機能していたとする近世社会の特質とも合致するものである<sup>3)</sup>。しかし、その上で疑問として残るのは、「御家」内部における「慶事」そのものに対する理解である。例えば、本稿で対象とする文化・文政期の萩藩毛利では一〇代藩主・斉熙、一一代藩主・齊元と養子による家督相続が続いた。特に一一代藩主となる齊

元を養子として迎えた経過については大森映子氏の研究で明らかにされている<sup>4)</sup>。また、筆者も斉広の急死を受けて家督を相続した敬親の婚姻に着目した際、斉元の婚姻に際する格式が敬親の婚姻の際には見直されたこと、さらにこうした見直しが他大名家との関係性ではなく、家臣との献上拝領行為に適用されたことを明らかにした<sup>5)</sup>。

では、なぜ斉元の婚姻は簡略化されるに至ったのか。確かに、斉元は庶流の出身であった上、斉元が婿養子として迎えられた文化・文政期は藩政期最大の財政逼迫期という田中誠二氏の評価に代表されるように、藩主や係累の浪費や失政による財政窮乏が大きな課題として表出していたことが明らかにされている<sup>6)</sup>。

しかし、当該期に生じた諸問題の本質とは財政窮乏のみであったのだろうか。確かに、一見すると財政窮乏という状況下で、格式を省略せざるを得ない事情は十分に揃っているようにも見える。しかし、実際、田中氏も指摘しているように、当該期の最大の課題は確かに財政窮乏であったが、その財政窮乏を引き起こした大きな要因とは、大名の官位上昇運動や将軍家との縁組みなど、本来は「慶事」として位置づけられるはずのものであった<sup>7)</sup>。つまり、ある「慶事」は財政窮乏のなかで省略された一方で、別の「慶事」は財政窮乏の一因となっていたのである。こうした点を踏まえれば、財政窮乏のなかで庶流出身の斉元の婚姻が簡略化されたという理解のみではなく、むしろ、当該期の毛利家という「御家」のなかで、斉元の婿養子入りがどのような位置づけにあつたのか明らかにする必要がある<sup>8)</sup>。

こうした点を考える上で重要になるのは、斉元の擁立を主導し、また財政窮乏の要因ともなった一〇代藩主・毛利斉熙の「御家」に対する見解である。当該期の萩藩の財政を検討した石川敦彦氏は斉熙と重臣の間では、「御家」に対する見解に大きな相違があつたことを指摘している<sup>9)</sup>。また、伊藤昭弘氏は先述の田中氏の指摘を踏まえた上で、「財政窮乏」を藩側が利用した一つの理論として見る必要性を提起している<sup>10)</sup>。これらの先行研究の成果は当該期の毛利家が「御家」のあり方、すなわち「御家」とは家臣らも含めた帰属集団なのか、拡大した第一人者の家なのかという点に関わる課題を内包していたことを示唆している。こうした点を踏まえ、文化・文政期の問題を考える上では、財政窮乏という表出した現象の根底でどういった論理が展開されていたのか、特に大名・家臣双方が帰属する「御家」という枠組みに対する考え方を明らかにする必要がある。

そこで、本稿では、斉元の養子入りから婚姻までの一連の展開を対象として分析を行う。特定の時点ではなく、一連の展開を対象とするのは、婿養子として迎えられる場合でも、実際には幕府への養子入り許可を求める願書の提出や結納、さらには婚姻を他大名らに公表する「御広目」

など様々な局面が存在し、その都度関連した儀礼や行事が執行されるためである。これらの儀礼は執行場所や参加者によってそれぞれ性格の異なるものであり、「御家」の枠組みに対する見解を析出する上では、一連の展開のなかでも具体的にどの部分が維持・省略されたのか明らかにする必要がある。その上で、これらの分析を通して、後継者の選定をめぐる一連の展開が「御家」という枠組みのなかでどのように位置づけられていったのか、大名・家臣双方からの視点から明らかにしていく。

なお、本稿における史料表記については、江・而・者を除き、原則ひらがなとした。また、闕字は一字、平出は二字の空欄で示した。

## 一、斉熙後継者をめぐる葛藤

まず、問題の前提として、斉熙の後継者選定過程について見ていく。萩藩九代藩主・斉房の跡を継いだ斉熙は、斉房の実弟であり、当初は、兄の遺児である徳丸を自身の仮養子として幕府へ届けていた。しかし、文化十一年（一八一四）に徳丸が死去したことから、斉熙の後継者探しが本格化していった。かかる過程については、大森映子氏が養子相続と公的年齢という観点から検討を進めており<sup>10</sup>、まずは同氏の先行研究をもとにどのような過程を経て、斉元（当時は豊之允）が後継者として指名される過程を見ていく。

斉房の遺児・徳丸が江戸で死去した際、斉熙にはすでに実子・保三郎（後の斉広）が誕生していた。しかし、保三郎はいまだ生後五ヶ月の嬰兒であり、幕府に誕生を報告していなかった。そのため、斉熙は嬰兒を後継者とすることは「被為対 御先祖様御本意ニ無之御事ニ被思召候<sup>11</sup>」として、他の候補者を探すこととなった。この中で候補となったのが、七代藩主・重就の子である親著の子どもたちであった。

しかし、萩藩毛利家の場合、輝元から続く本来的な嫡系は四代藩主・吉広で途絶えており、この時に後継者を出す役割を担ってきたのは分家である長府藩毛利家である。長府藩とは、元就四男である元清の子・秀元を始祖とする家である。毛利秀元は一時、従兄であり、本家当主である輝元の養子となるも、輝元に実子の秀就が誕生したことにより輝元の後継者としての地位を返上したとされている。しかし、近世に入ると、この秀元の地位をめぐる、本家である萩藩毛利家と分家である長府藩毛利家の間で争論が発生した。田中誠二氏が言及しているように<sup>12</sup>、近世初期の長府藩においては、本家である萩藩毛利家の家督が輝元→秀元→秀就と相続されたとする系図が作成された。萩藩はこの点に反発し、争論は近世を通じて継続されていた。

他方、長府藩毛利家からは、過去に萩藩五代藩主・吉元と同藩七代藩主・重就が出ており、本家の後継者を出したという事実は、長府藩毛利家の自己意識にも大きな影響を与えていた<sup>13)</sup>。また、長府藩毛利家のほかに、輝元二男を始祖とする徳山藩毛利家、長府藩毛利家から分家した清末藩毛利家の三家が「末家」として存在していた。実際、斉熙の後継者選定時も、末家である長府藩主・元義と徳山藩主・広鎮も名前はあげられていた。しかし、両名については即座に却下されている。

では、斉熙はなぜ、これら両名を後継者としなかったのだろうか。当初、斉熙は毛利元義については「万々一之節御家来中心緩之所も御案シ被為在<sup>14)</sup>」、毛利広鎮については「御病身之儀彼是と御案も被為在<sup>15)</sup>」としている。その一方、親著とその子どもたちについては「御統も近く候<sup>16)</sup>」としている。つまり、元義・広鎮よりも親著父子を適当とする理由について「御統」という言葉で説明しているのである。

しかし、長府藩藩主の元義と親著はともに斉熙にとっては従兄弟にあたる。つまり、血縁上の遠近はなく、親著を強く推す理由は他にあると考えるべきである。この点について斉熙は、斉元の養子入りに難色を示す一門らにむけた「御趣意書」のなかで長府藩毛利家を「乍御末家御別家之儀<sup>17)</sup>」とした。そして、これに対し、豊之允（後の斉元）はその父である親著が「御一生 御家二被成御座たる御事<sup>18)</sup>」であったとし、後者をより正統に近い存在として位置づけている。いわば、本家の血統を維持することを目的とする分家大名よりも、萩藩毛利家の外に出なかった親著の子どもたちの方が、萩藩毛利家の家督を相続するのにふさわしい存在であるとしているのである。

しかし、先述したように、歴代藩主の後継者が不在の時、萩藩では長府藩から後継者を得ていたことを踏まえると、斉熙の見解とは萩藩・長府藩両毛利家の歴史的展開よりも、斉熙を中心とした「御統」を重視するというものであったと言える。そのなかでは、長府藩毛利家や徳山藩毛利家といった末家ではなく、萩藩毛利家という一大名家内部の秩序から逸脱しなかった存在がより正統性を持つものとして位置づけられている。

また、斉元を後継者とするに対しては、萩藩家臣団の最高位である一門の毛利親頼が難色を示した。それは、斉元が一門に次ぐ家格である準一門の福原家に養子入りしていたためであった。このことから、親頼の危惧とは、自らより低い家格の家から将来の自分たちの主君が誕生することであったと考えられる。つまり、一門にとっては斉元の養子入りという事態が、大名家内部の問題ではなく、家臣団秩序の動揺を招きかねないものとして捉えられていたのである。

さらに、こうした親頼の見解で顕著な点は、「仮養子」と「養子」の区別が明確ではないという点である。この時、斉熙や周辺の家臣らが想

定していたのは、「仮養子」、史料中では「当分養子」ともされているが、藩主である斉熙が参勤交代で国許に帰国している最中に不慮の事態が生じたため、幕府へ申告しておく存在であった。つまり、あくまでも不測の事態に対する備えであり、将来的に同人が萩藩毛利家の家督を相続することが決定的となったことを意味しない。しかし、親頼は斉元が将来的に主家である萩藩毛利家の家督を相続することを想定して、そのことによる弊害に言及しているものであり、斉熙と親頼の間で前提が大きく異なっていたことが分かる。

こうした見解の相違は他の局面でも明らかになっていった。斉熙は斉元の養子縁組について「近き御統柄ニ候得者於 公辺格別御差支等も有之間敷、決而可相調事とハ相見候得とも、前断之御仕向相成候上万々一何そ趣も有之、調兼候儀共有之候而者如何敷ニ付 公辺向不被得御内意候ハ而者其沙汰難被仰付候<sup>19)</sup>」としている。つまり、斉元の養子縁組については、幕府も許可するだろうという見通しを示し、その上で、「若又 公辺難相調事も候ハ、御末家方之内御願被成ニ而可有之候<sup>20)</sup>」とし、幕府が豊之允(斉元)の養子入りを妥当なものと判断しなければ、その段階で長府・徳山両藩を改めて後継者として届け出るとした。つまり、ここで斉熙が言及しているのは、あくまでもこの養子縁組を幕府が妥当なものとして判断するか否かという点であったと言える。

斉熙はこの「御趣意書」を親頼らへ伝えた翌日、豊之允(斉元)の養父であった福原房純を外した席で、親頼ら藩の重臣らに対し、豊之允(斉元)を萩藩毛利家へ引き取る意向を伝えた。そして、この意向を親頼らが了承した上で、今度は福原房純を列席させ、豊之允(斉元)を毛利家へ引き取る意向が伝えられた。しかし、この時、房純に「公辺御願之儀定而別状有之間敷候得共、万々一不相調儀有之間敷物ニても無之候間、御願書御請込相成候御到来有之候迄者別而密事ニ被致、豊之允殿江内移り等不被申やう<sup>21)</sup>」とし、幕府からの許可を得るまでは豊之允(斉元)本人にも状況が伝わらないように細心の注意を払うことが求めている。このように、豊之允(斉元)を後継者とすることは、斉熙を中心に発案され、親頼ら重臣の意向を確認しながらも、最終的には斉熙の意思を「御趣意書」という形で表明することで重臣らの同意を取り付けていった。さらに、豊之允(斉元)の養父であった房純はその最終段階で参与しており、幕府からの許可を得るまでは一部の重臣以外には斉元本人にも状況が知らされなかったのである。

また、先述したように、斉熙には美子・保三郎が誕生していた。斉元を自身の後継者とするにあたり、斉熙や児玉三郎右衛門は「保三郎様御事者追年御盛長之上御嫡子成等被仰願候得者 御家御案(安カ) 堵之御事ニ可有御座候<sup>22)</sup>」とし、保三郎が成長した際には改めて嫡子とし、家督を相続させることを企図していたことが分かる。

## 二、「慶事」としての後継者指名

### (一) 斉元の後継者指名

文政二年（一八一九）閏四月一八日、斉熙は萩へ使者を派遣し、斉元を婿養子として幕府へ届け出ることを家中に周知した。その後、同年九月五日、萩藩は斉元を婿養子として迎える願書を幕府へ提出した。また、幕府への届け出に先だって、長府・徳山・清末藩各毛利家に意見を求めた。

これらの局面で目立つのは、萩藩が幕府への願書提出を急いでいたという点である。この時、長府藩主は国元にいたため、書面で意思確認を行ったが、その局面では「公辺向被差急候御都合も有之候付、豊之助（元寛・長府藩世子）様其外御在府之御一族中様思召寄無之候ハ、御願書可被差出之段程良申述候事<sup>23</sup>」とし、在江戸の末家らの意志を確認した段階で願書を提出することを通達している。そして末家が斉元を婿養子として斉熙の後継者とすることに異論を示さなかつたため、萩藩は幕府へ斉元を婿養子とする願書を提出した。以下の史料は、この時幕府へ提出された願書である。

### 【史料一】

養子願書

松平大膳大夫（毛利斉熙）

私儀未男子無御座ニ付、実祖父式部大輔（重就）三男毛利定次郎（親著）悴式部（斉元）儀、当卯式拾五歳罷成候、近年私国元江御暇度々々養子ニ相願候者ニ而筋目之儀も御座候間、私娘江取合掣養子ニ仕度奉願候、不苦思召候者可然様御差図可被下候以上<sup>24</sup>、

当然のように、幕府へ向けた願書の内では、未だ存在が公になっていない保三郎に対する言及はない。しかし、願書が幕府に受理された後、国許の家臣に対しては「此度御養子如御願被仰出候処、式部様被仰立之趣被為在候付 保三郎様御事いまた公儀江御届不被相済候得共、於御内輪者 御三殿様と奉称候様被仰付候事<sup>25</sup>」と伝えられている。このことから分かるように、斉元の婿養子入り決定と同時に、将来的に家督を斉熙の血筋を引く保三郎（後の斉広）へと継承していくことが「御家」内部においては共通理解とされていたのである。このように、幕府向けの見解と「御家」内部に向けた見解に相違があるという点は、大森映子氏も指摘しており<sup>26</sup>、これは斉熙の血統を維持するという目的の

もと、齊元の家督相続が中継ぎに過ぎないことを強調するものであったと言える。

では、その一方で、齊元の養子入りは、萩毛利家内部でどのように位置づけられたのであろうか。齊元自身は掣養子という形で齊熙の後継者として迎えられており、そこには齊熙の娘である美和姫との婚姻が前提であった。しかし、山口県文書館に所蔵される齊元の掣養子入りについて「弾正様齊元公御掣養子一件」「齊元公御掣養子御張出一件」で齊元の掣養子入りが幕府によって許可されるまでの一連の経過を記述しているのに対し、婚姻に関わる経過は「齊元公御結婚納婚礼其外一件」として別史料としてまとめられている。つまり、これら二つの出来事は当該期の萩毛利家のなかでは区別して扱われていたのである。そこで、ここでは、齊元の掣養子入りについて、幕府から公認を受けた時点と実際に美和姫と婚姻を結んだ時点に区別し、それぞれが「御家」内部でどういった位置づけにあったのか分析を試みていく。

## (二)「御家」の慶事としての位置づけ

まず、ここで見ていくのが、齊元が後継者として幕府から公認された場面である。先述のように九月五日に幕府へ願書を提出した後、一連の経過は当役の堅田就正から、萩の加判役らへ伝えられた。九月一日には、御一門・同嫡子・老中・同嫡子・若年寄・御手廻頭・御城代・八組頭・寄組ら上級家臣が上下着用の上で城内に集められ、齊元を掣養子として迎えることを願う願書を老中へ提出したことが江戸からの使者によって伝えられた。その後、大組ら他家臣にも同様の内容が伝えられた。

しかし、ここで問題となったのは、最上級家臣の内でも、一連の齊元の養子入りに関する申し渡しに列席出来ない毛利本之助家(厚狭毛利家)の処遇である。江戸当役であった堅田就正は、萩藩が幕府へ願書を提出した翌日、萩へ向け、以下の書状を送っている。

### 【史料二】

一、毛利本之助(元美)殿事幼少其上平人御扶持方成同様之趣ニ而在住ニ付先達而福原刑馬罷下候節御養子事之被仰聞も無之候、然処此度御願書被差出候ニ付而者孰之道被仰聞無之候ハ而不相成儀候処、先格等も難相知候、依之僉儀申付候処、年始一度者使者を以御祝儀被申上、奉書を以御意をも被成候、御養子事ハ御家江付別而重き御事ニ付右體之見渡も有之、此度御意被成可然哉と僉儀之趣及 御聞候処、可被成 御意との御事ニ付別紙御意書権左衛門江相渡候間、於其許も篤と僉儀被仰付、代聞ニ而相濟候ハ、可被成御沙汰候、尤万一如何之趣も候ハ、此度ハ先各様より被仰知候様御取計可被成御沙汰候<sup>27)</sup>、

ここで言及されている毛利本之助とは、一門三席・厚狭毛利家当主の毛利元美である。厚狭毛利家は藩主・斉熙との対立によって、文化九年（一八二二）に元美の父であり、先代当主であった房晁が強制隠居に処され、元美が家督を相続した。しかし、当時の元美は数え年で二才という幼年であったため知行地の厚狭で生活を続けていた。また、史料中にある「扶持方成」とは知行地を藩に上知することによって借金の返済を藩に肩代わりしてもらった代わりに公的な役目からは退き、家の財政再建を行うための処置である<sup>28</sup>。この際には大名家の慶事・凶事への参加が厳しく制限されており、家にとっては不名誉なものでもあった。

さらに、堅田就正は同月一二日付の書状のなかで「毛利本之助殿江 御意之儀、此内申進候詮議振り之事二付、此度ハ猶更有廉儀ニ御座候間、御一門衆一様ニ被成 御意候<sup>29</sup>」とし、斉元を婿養子として迎えることが幕府に許可されたことを斉熙の御意として家中に申し渡す際には、毛利本之助家についても代聞の家臣を派遣することで御意の申し渡しに列席出来るように指示を出した。この件について、萩の加判役らは「近年彼是之 御意被仰聞之類いを以代聞之令沙汰候<sup>30</sup>」とし、厚狭毛利家の家臣を萩に呼んだ上で、御意を代聞させることを決めている。これは、養子入りという「慶事」が「扶持方成」という規則を相対化するものとして機能していたことを示している。

九月二四日には、斉元の婿養子入りが幕府によって許可されたことが斉熙の御意として家臣団に周知された。この際は毛利本之助家の家臣が代聞を許可され、他一門らと列席の上、御意を聞いている。先述したように、これは堅田就正の書状にあるように、江戸方の理解としては「御養子事ハ御家江付別而重き御事」であり、「此度ハ猶更有廉儀」であるためであった。つまり、斉元の養子入りが幕府から許可されたという点は「御家」のなかでも重視すべき「慶事」として強調されていたのである。

こうした動きは、この後の献上儀礼のなかでより顕著に確認することが出来る。九月一二日付の書状で堅田就正は、萩城下の家臣らが江戸へ祝儀を送ることを許可する旨を萩の加判役らに伝えている。この際、祝儀の金額はそれぞれの家格に基づき藩から事前に指定された。但し、これは、家臣の家の見解と大名家の見解が必ずしも全面的に一致していたことを意味しない。【表1】は「弾正様斉元公御簪養子一件」に収録された祝儀の献上に関わる各家の願書をもとに、その要求内容を整理したものである。この内、不許可となった<sup>31</sup>は、保三郎に対する祝儀献上の必要性を確認したものである。<sup>32</sup>の毛利本之助家（厚狭毛利家）については、萩・江戸双方で詮議が難航したものの、最終的には類例の存在を確認したことを以て文政三年（一八二〇）に江戸へ使者を派遣し、約一年遅れで献上行為が実現した。

これに対し、ここで見ていきたいのは事例<sup>33</sup>～<sup>35</sup>である。これらは桂主殿家・国司信濃家・堅田宇右衛門家が藩側の規定を超える形での献上



表1 「弾正様齊元公御婿養子一件」に収録された願書

番号	要求をした家	願書の内容	藩側の可否
①	毛利蔵主家	非役・隠居・部屋住の「御女儀」から披露状提出	否
②	桂主殿家	祝儀のための飛脚派遣	可
③	桂主殿家	御太刀馬代并箱肴一種の献上	不明
④	国司信濃家	祝儀の増額	可
⑤	堅田宇右衛門家	祝儀の増額	可
⑥	毛利内匠家	血忌明後の祝儀献上	可
⑦	毛利少輔三郎家	忌明後の祝儀献上	可
⑧	毛利蔵主家	忌明後の祝儀献上	可
⑨	繫沢図書家	忌明後の祝儀献上	可
⑩	椋梨新左衛門家	上々様方への案内	可
⑪	熊谷虎二郎家	家督後の披露状	可
⑫	土居助之進家	家督相続後の披露状	可
⑬	中村久兵衛・山崎宗兵衛	保三郎への礼代献上	否
⑭	毛利本之助家	引田成中の献上	可

※「弾正様齊元公御婿養子一件」(44 吉凶 160) より筆者作成

行為を求めた事例である。まずは祝儀の為の飛脚派遣と「御太刀馬代并箱肴一種<sup>①</sup>」の献上を求めた寄組・桂主殿家の事例②③を検討していく。桂主殿家は、藩側に対し、先例書を提出し、自らの主張の妥当性を強調した。しかし、この時桂主殿家が主張した「先例」には、大名後継者の決定という場面だけではなく、大名正室の出産や大名家子女の婚姻といった行事も含まれていた。

これに対し、要求を受けた藩側は祝儀のために江戸へ飛脚を送ることは許可した。一方、事例③の「御太刀馬代并箱肴一種」献上の可否については判然としないものの、その詮議過程で、養子入りについて「御縁組等より此度之趣ハ有廉事候様相見候<sup>②</sup>」とし、養子入りの方が相対的により重い「慶事」であることを明確にしている。

また、事例番号④・⑤の国司信濃家・堅田宇右衛門家は上級家臣団である寄組に所属する家であるが、五〇〇〇石を超える石高を有するため、年始や歳暮などの献上儀礼に際しては最上級家臣である一門らと同額の祝儀の献上を認められてきた。しかし、今回の養子入りに際しては齊熙・齊元に対しては「御一門其外一段劣り老中其外と段分け有之<sup>③</sup>」とされ、一門らより定額での献上を命じられたのに対し、大名家族に対しては年始や歳暮通りの献上が命じられた。このため、齊熙・齊元に対する祝儀の増額を求めたのである。

通常であれば、金銭を伴う献上行為は家臣の家にとっても少なくとも負担であったと考えられるであろう。しかし、国司信濃家の「御八家御同様之御祝儀差上候心得二御座候<sup>④</sup>」という主張からは、大名家臣の家にとって、こうした贈答行為の格式が家格の指標として機能するものとして理解されていたことを確認できる。つまり、より高額を負担となったとしても、金額の多寡を以て他家との差異化を志向する動向が存在していたのである。この要求に対して、藩は国司・堅田両家の主張を全面的に認め、祝儀金額の増加を許可した。

これらの点を踏まえると、齊元の養子入りという出来事が、萩藩毛利家のなかでどのような位置づけにあったのかを看取することが出来る。

すなわち、厚狭毛利家や桂主殿家の事例で藩側が示した見解のなかにあるように、斉元が幕府から正式に後継者として認められたということは「御縁組等より此度之趣ハ有廉事」「御養子事ハ御家江付別而重キ御事」であった。また、こうした論理が藩主の御意の申し渡しや家臣の献上儀礼に対する願い出に対する詮議のなかで登場したということは、斉元の養子入りが幕府から認められたということを「御家」全体の「慶事」として共有していくという方向性に基づくものであると言える。但し、桂主殿家らの主張からは、養子入りをより重い「慶事」とする理解は読み取れないことも留意すべきであろう。いわば、「慶事」をめぐる理解の差が大名と家臣、そして江戸と萩で存在していたのである。

また、中継ぎとしての斉元の立場という観点からこれらの動向を検討していくと、幕府による養子縁組の許可という場面においては、格式の省略という方向性が必ずしも意識されていないという点が看取出来る。先述したように、斉元を智養子として迎えるということと同時に、その次ぎの藩主に斉熙の実子である保三郎を迎えることは「御家」内部に周知されていた。しかし、ここで見てきたように、そのことが即座に斉元をめぐる格式の簡略化を促進したわけではなかったのである。

しかし、こうした展開はある課題も浮き彫りにした。この段階において「御家」の慶事として受け止められたのは、あくまでも幕府から斉元の養子縁組を許可されたという点であり、斉熙の娘と斉元の婚姻そのものではない。大森映子氏の指摘にもあるように<sup>28)</sup>、近世大名の家督相続とは、必ずしも直系男子のみで家の存続を図れたわけではなく、女性の血統も一定の重要性を占めていた。しかし、斉元の養子入りの展開を見ていくと、「智養子」であるにも関わらず、斉元の正室であり、斉熙の娘である美和姫の存在が希薄であることが分かる。つまり、斉元の養子入りの許可とは、あくまでも幕府と大名家との関係性のなかでの「慶事」であったとも評価することが出来るのである。

### (三) 「御家」の「慶事」としての限界性

続いて、ここでは斉元の養子入りという事例の「慶事」としての限界性について見ていく。先述したように、斉元の養子入りという時点では、藩、特に決定を下す斉熙側に斉元が庶流であること、さらに斉元の婚姻が同族内婚姻であることを理由に格式の見直しを目指す動向を確認することは出来ない。

こうした点は国許の動きとも一致している。斉元の養子入りが幕府に許可されたことを受け、萩城下では藩士に対し、一〇月六日に城内での記帳とそれに伴う献上行為が許可された。この時、祝儀金額の増額を求めた上級家臣がいたことは先述の通りであるが、その他に足軽層も献上

行為や記帳を許可された。

他方、こうした「慶事」に関わる儀礼への参加は、足軽層を含めたいわゆる武士層に限定されたものでもあった。一〇月三日、藩は御客屋両人役を務める境半助を呼び出し、同人の管轄で斉元の養子入りを祝う記帳への参加を求める町人の有無を確認した。御客屋とは、藩外からの来客を接待する場であるとともに、町人地・武家地を含む屋敷地を管轄とし、裁判や防災等民政をつかさどる場でもあった<sup>36</sup>。このため、今回も町人からの記帳や献上行為の取りまとめを担当したものと考えられる。

こうした藩からの問い合わせに対し、境は「御家来中御帳被仰付候節ハ上より御沙汰無之候而も、御客屋之法を以 御目見仕来候町人共江登 城仕候様触出仕候、此段昔年以来流例ニ付此度も其沙汰致候段相答候事<sup>37</sup>」とした。つまり、藩はあくまでも町人の自発性に基づく献上行為として理解していたものの、実態としては御客屋側で御目見が許可された町人に対しては、「慶事」に際して「登城仕候様」に命じていたのであり、藩の想定する行為とは意味合いが異なっていた。これに対し、藩は記帳の刻限を境半助に写し取らせている。つまり、この段階では客屋の慣例を否定する意図はまだなかったのである。

しかし、翌日、藩側は御船蔵役人有田助左衛門を呼び出し、同役所の管轄する浜崎町での記帳参加を求める町人の有無を尋ねた。浜崎町は城下の形成に伴い開かれた港町であり、経済的に発展した地域であった。しかし、有田は浜崎町人からの願い出はないと返答した。さらに藩は前日の御客屋の返答を踏まえ、御目見を許可されている町人に登城を命じるという例はあるか尋ねたところ、有田はそうした慣例の存在は把握していないと返答した。

この返答を受けた藩はさらに、「四度 御目見仕候もの<sup>38</sup>」の有無を尋ねた。この点について有田は役所で詮議した後には返答するとしたが、同日内に該当する町人がいないと返答した。これらの詮議を経て、藩は御船蔵に対しては記帳のための登城の刻限の触れを行わないことを決めた。その上で「元来就願御帳等被仰付候事ニ付願不仕ものへ登城可被仰付事ニ而無之候事<sup>39</sup>」という点を再度確認した。つまり、あくまでも記帳とそれに伴う献上行為は町人からの願い出に基づくものであり、町人たちに登城を命じるものではないという姿勢である。

「弾正様齊元公御婿養子一件」のなかでは、「百姓町人より不願出ニ付不及其沙汰候事<sup>40</sup>」とされていることから考えて、城下の他地区でも町人からの願い出はなかったものと考えられる。つまり、このように斉元の養子入りを「慶事」として意識したのは、少なくとも主従関係に基づく「御家」の構成員である武士層に限定されており、そこに領民たちの姿はない。もちろん、記帳や献上行為を町人側からの完全な自発的行

為として位置づけることが出来るかは改めて検討を行う必要があるが、家格の視覚化として堅田家ら上級家臣が祝儀の増額を願ったことと比較すれば、斉元の養子入りが町人層にとって何らかの形で利益をもたらす「慶事」としては意識化されていない状況であったことを如実に示している。つまり、これらの事例からは、町人らによる身上がりという以上に、上級家臣らによる他者との差異化という動向の方がより顕著に確認することが出来るのである。

また、藩側も可能な限り多くの町人らを献上儀礼に参加させるという方針ではなかったということは御客屋・船倉役人らとの交渉から見て取ることが出来る。関係役人への問い合わせのなかで、藩側は「四度 御目見仕候もの」の存在について一度は確認したものの、その基準を満たす存在がないことが分かると、それ以上の基準の引き下げは行わなかった。これは今回の「慶事」の共有という視点から考えれば、藩側は「慶事」への参加者拡大という方針は示さなかったと言いうことが出来る。この点から考え、今回の斉元の養子入りに対する幕府からの許可という出来事は、武士層を中心とする「御家」とっては重要な「慶事」として位置づけられていたものの、それはあくまでも武士層以外へも拡大していくものではなかったと言えよう。

### 三、斉元婚姻をめぐる格式の変遷

#### (一) 斉元婚姻の経緯

このように武士層では「慶事」とされた斉元の養子入りであるが、その後、婚姻の段階になると様子が異なってくる。では、斉元の婚姻はどのように展開していったのか。斉元の婚姻について検討が始められたのは、斉元の養子入りが幕府から許可された文政二年である。【史料四】は同年一月二十七日に堅田就正と当職の福原房純の間で交わされた書状である。

#### 【史料三】

一筆致啓達候 式部(斉元)様御事御躰養子御一件御元服等迄追々無御滞被為濟、先者御平生二相成候、然処御婚禮之儀兼而者明後年(文政四年) 殿様(斉熙)御参府之上御調被成候様ニ可被仰付 御内慮ニ御座候処、此節二相成、右 御思召通りニ而如何可被為在哉之趣も有之候、上二も段々被遊御案候処、只管明後年迄御延引之様ニも難被仰付、然共当年之儀者是まで御臨時用相湊、且米價下直旁此内御所

帯方衆をも態々御事土而之急場土相成候土付而も御取急ニ相成候ニ付而も御式其外吃度御省略、御普請を初諸事真之御手輕ニ而被相濟候儀ニ付、御物入餘程相減、且者後年御手輕之御吉例ニも相成可申、後彼是ニ而も不一通御筋相も有之、被登差候程之儀、此上其元御繰出も被相調問敷、御難洪之段委細御勘弁被遊、段々評議をも被仰付候処、孰れ御延引難被仰付御行懸リニ候、左候得ハ最前之御積通り御婚礼来々年と申候得者、御大札差向所御繰出乍御難洪来春 式部様 美和姫様麻布新御殿御引移と申御唱ニ而真之御内輪限至極之御略式ニ而御内婚被遊御調、表方之儀者 殿様来々年御参府之上御婚姻御弘メ可被成との 御内思召ニ候、尤此御方ニ而ケ様之御例者無御座候へ共、當時者諸家様大概御省略被相用御内婚以後御問相有之、御弘メと申儀段々有之由相聞候得者、此度之儀他家御取組ニ而も無之、御内輪限々之儀旁ニ付右之通可被仰付との御事候、右ニ付麻布御作事之儀も内々僉儀申付候事ニ御座候、御入用目銀御仕送之儀者其元手子衆江爰元手子衆より申越候間可被成御承知候、委細之儀者近々揚井鎌藏御直目付之内一人可被差下ニ付、其節可得御意候、候間先右之趣為御承知如是御座候、此段加判衆江も御内々被仰付置候様ニと存候、恐惶謹言

（文政二年）十一月廿七日 堅 宇右衛門（就正）

尚々いまた 上々様江申上も不仕候、御内々之儀ニ御座候旨左様可被成御承知候以上、

福 豊前（房純）様 御印付<sup>④</sup>

この史料によれば、当初、斉元の婚姻は「明後年」つまり、文政四年に予定されていた。しかし、斉熙が懸念を示したことで婚姻の時期について再検討がなされたのである。ここで、留意しなくてはならないのは、本来であれば、文政四年に行われるはずの斉元の婚姻が、斉熙の意志により、「臨時用」が続くなかで前倒しすることが検討されているという点である。また、簡略化することについても「御手輕之御吉例ニも相成」という言及にもあるように、比較的樂觀的な姿勢であったと言える。

その後、江戸方の関係役人らにも、堅田就正から以下の【史料四】の通り、通達がなされた。

【史料四】

式部様御婚姻之儀兼而者明後年被成御調可然と 殿様思召ニ候処、此内御元服迄御一件無御滞被為濟候、左候処 美和姫様最早御年頃之御事只管来々年迄被成御延引候様ニも難被仰付、依之急場之儀二者候得共、来四月麻布新御殿御引移と申御唱ニ而真之御内輪限至極之御略式

二而御内婚被成御調候様可被仰付との 御思召二候、此段近々罷出申上儀二候得共、先其内真之御内々可被申上置候<sup>42)</sup>、

このなかでは、婚姻を前倒しにする理由については美和姫の「御年頃」という点が理由とされている。また、【史料三】【史料四】を見ると、婚姻儀礼と言いながら、その内実は「御内婚」「御弘メ」「御広目」とも)の大きく二つに区別して考えられている。結果、実質的な入嫁である「御内婚」を前倒しにし、他家へ婚姻の事実を周知する「御弘メ」を予定通り明後年とすることで斉熙も同意し、斉元夫妻の住居となる麻布新御殿の普請が開始された。しかし、この計画も先代藩主・斉房の正室である貞操院の親族である有栖川宮の死去による服喪期間の影響、そして国元で行われる元就遠忌法要の影響により頓挫したことが文政三年二月二十九日付の堅田就正の書状に記されている。

こうした状況のなかで、延期を最も嫌ったのが藩主である斉熙であった。国元で行われる元就遠忌法要のため、帰国の延期も不可能であったため、江戸から萩へ向けた書状のなかでは「御内証事二付 上々様方を始其外御知セ不被仰付候間、其元 御子様方其外江も御知せ不及候<sup>43)</sup>」とし、「同断二付前々御帳被仰付、各様方を始御聞掛之御悦御連署等被差越候儀も此度ハ不及其儀、何も追而御弘之節可被仰付との御事<sup>44)</sup>」とされ、当役や加藩役など役職にある上級家臣の間のみで処理された。

その後、斉元の「御内婚」に向けた準備が再開されたのは、文政四年である。この時の方針は「御引移と申御唱二而真ノ御内輪限至極之御略式被仰付候段先達而申上相成候処、嚴重之御仕組被仰出候御二付猶更万端御省略可被仰付との御事二候<sup>45)</sup>」と述べられており、財政難のなかで格式を省略するという方針が明示された。

まず、同年四月に斉元夫妻の住居となる麻布新御殿の普請が完成し、同年五月九日には美和姫が、同年六月一三日には斉元が麻布新御殿へ移動した。そして、予定から約ひと月遅れた同月二〇日ようやく「御内婚」が実施されたのである。但し、ここでも格式の簡略化がなされている。【史料五】はこの「御内婚」の際に省略された事柄である。

#### 【史料五】

御内婚二付被差止候廉々

一、美和(姫脱) 様江地江戸之当役中并御手廻頭御愛敬之御守献上之事、

- 一、御婚礼前方 美和姫様江地江戸之当役并在府之御手廻頭御餞別献上之事、
- 一、御床飾之諸具出来之上在江戸之御家来中江拜見被仰付候事、
- 一、御婚礼被為濟候上、在江戸之御家来御歛為可申進之御帳之事、
- 一、宮内様 美和姫様江御付之老女中若年寄より御婚礼被為濟候上、御祝儀之事<sup>46</sup>、

これら省略された事柄を見ると、萩江戸当役らとの献上拝領儀礼や婚姻道具の披露など家臣らに関わる儀礼が中心であることが分かる。しかし、こうした儀礼が、大名と家臣の間で「慶事」を共有する場面である以上、こうした簡略化は単に婚姻をめぐる格式の簡素化というのみではなく、斉元の婚姻を「慶事」として共有するための回路が本来的な機能を果たしていない状態であるとも言えよう。但し、これらの簡略化した儀礼は「御弘メ」の際に改めて行う予定であった。つまり、これらの儀礼はこの段階では省略されたというよりも、藩主の婚姻を公的に発表する「御弘メ」まで延期されるものであったのであり、中止という見解ではないのである。

## (二) 大名家にとっての斉元婚姻

では、一連の慶事は国元の家臣らにどのように伝えられたのだろうか。斉元夫妻が麻布新御殿へ移ったことは、国元の家臣らにも報告された。文政四年六月二〇日付の書状では、「御内婚」が済んだこと、そして、結納も内々で済ませたことが国元へ伝え、「御歛<sup>47</sup>」の使者の派遣が命じられた。しかし、これは「御家」全体に献上行為や記帳が命じられた斉元の養子入り許可の際とは異なり、穴戸親朝・毛利房顕・毛利親頼・益田房清・福原房純・堅田就正という役職にあるごく一部の上級家臣に限定されている。

さらに、通常であれば、結婚に伴い、美和姫に対する呼称は変更されるはずであったが、この時は「御弘メ」前であるため、「御家」内部でも「御内婚」の後も「美和姫様<sup>48</sup>」という呼称を用いることが指示されている。実際に美和姫の呼称が「麻布御前様<sup>49</sup>」へ改められたのは、正式な「御広目」の後である。つまり、この時の「御内婚」とはまさに大名家という個別の家内部の問題であり、そこには家臣の家という存在さえ想定されていなかったのである。

しかし、「御内婚」に至る経過で見られた格式の簡略化は、「御弘メ」が正常通りになされれば解決される問題でもあった。むしろ、藩主の婚

姻を公にする「御弘メ」に重点が置かれるものであったとも言えよう。また、先述の【史料三】の内で述べられているように、当該期の萩藩の認識では、財政難から「御内婚」と「御弘メ」の時期を前後させるという方法は他大名でも用いているものとしており、文政二〜四年段階ではこうした状況に大きな問題意識を抱いていなかったと考えられる。

しかし、斉元の婚姻の一件を記した「斉元公御結婚納御婚礼其外一件」の記述はこの「御内婚」のあと、文政六年まで空いている。では、なぜ「御弘メ」は一年近く延期されたのか。この点について、同史料では、「近年御臨時用等相嵩ニ御繰巻御難洪ニ付 宮内様御婚姻御弘メ只様御延引ニ相成候処、最早差延難被置儀ニ付、近月之中御弘メ可被仰付哉、然処当節殊更御物入差湊急場之御繰出シ難被相調趣ニ御座候間、諸御式事御祝儀御取交其外別紙御省略詮議之趣を以御弘メ可被仰付哉<sup>50</sup>」という江戸詰め<sup>51</sup>の重臣らの意見に対し、斉熙が決定を下したことが記述されている。つまり、文政六年まで延期せざるを得なかった要因として、臨時の出費が挙げられているのである。

しかし、この「御広目」の決定に至る過程について、文政六年（一八二三）年五月一〇日付で国元の重臣らに宛てられた書状では以下のように説明されている。

#### 【史料六】

一筆令啓達候、宮内（斉元）様 美和姫様御事最前御内婚被為濟候段委細御承知之通御座候、御広目之儀只様延引ニ相成居候処、此節御取急被成候御様子有之、当月之中御広目可被成との御事ニ御座候、尤諸事御省略被仰付度思召御座候、此段為承知如是御座候、恐惶謹言、

（文政六年） 五月十日

児 三郎右衛門（親忠）

福 豊前（房純）

宍 主計（親朝）様

毛 内匠（房顕）様

毛 伊賀（親頼）様 付

益 丹後（房清）様

堅 宇右衛門（就正）様<sup>52</sup>



【史料六】でも、まずは文政四年に「御内婚」を済ませたものの、「御広目」（「御弘メ」と同義）は未だ延期されたままであったことが説明されている。その上で、【史料六】のなかでは「御取急被成候御様子」のため、急ぎ五月中に「御広目」を行うことが国元へ伝えられている。しかし、同月内の「御広目」としている以上、もはや相談ではなく、事後報告に近いものであると言えよう。また、検討しなくてはならないのは、早期の「御広目」を求めたのは誰かという点である。これは「御様子」という表現から判断するに、「御広目」を急ぐ主体も藩主である斉熙であると考えて間違いないであろう。つまり、この段階でも、斉元婚姻の時期決定について、斉熙の意向が大きな比重を占めているのである。

同時にこの【史料六】を見る限り、国許の重臣らに対しては「御取急被成候御様子」と伝えられるのみであり、その理由については説明がなされていない。では、斉熙が斉元の婚姻を急がなくてはならない理由とは何であったのか。当時は保三郎（後の斉広）と將軍家斉の子女との縁組をめぐる交渉が進められていた<sup>20</sup>。つまり、毛利家、特に斉熙にとってより重い「慶事」の存在があつたのである。このように考えると、斉元の婚姻とは、財政窮乏によりやむを得ず格式を縮小したというよりも、斉熙の「御家」運営のもとで相対的に程度の軽い「慶事」とされていたという方がより実情に即していると言えよう。

### （三）「慶事」としての機能

では、こうした斉熙による調整は、家中に向けた格式にどのように影響したのであるか。先述したように、当初の想定であれば、「御広目」こそが斉元の婚姻を公式化する場として位置づけられていた。そのため、「御内婚」段階で行うはずであつた献上行為もこの「御広目」段階まで延期とされていた。しかし、実際にはこの「御広目」でも多くの儀礼が省略の対象となつている。【表2】は「御広目」段階で新たに省略された事柄である。これを見ると、家臣全体を対象とした記帳は行われたものの、その他、一門や老中らを対象にした献上・拝領行為などは延期されている。さらに、これらの儀礼はこの時点では延期とされたものの、後年の敬親の婚姻の際の調査では、この後も実現しなかつたことが明らかにされている。

また、この「御広目」の際も、萩の家臣らには記帳と祝儀の献上が許可されたものの、その内実を見ると、斉元の婿養子入りが決定した際とは藩側の見解が異なつていことが分かる。この時も祝儀金額が家格によつて定められたこと、さらには先述の堅田・国司両家が祝儀金額の増加を求めたことは文政二年（一八一九）と同様である。しかし、決定的に異なつていたのは、この時の堅田・国司両家に対する判断である。

表 2 齊元の婚姻の「御広目」に関わる儀礼

詮議項目	藩の判定	備考
① 公儀への献上・老中らへの祝儀献上	先例通り実施	
② 親類大名らへの通達・記録所へ出入りの旗本への通達	先例通り実施	祝儀の交換は中止
③ 大名家族への通達	先例通り実施	現物の交換は延期し、目録の交換に限定
④ 齊元夫妻の呉服・道具類の新調	中止	
⑤ 長府・徳山・清末三藩、岩国吉川家の扱い	先例通り実施	麻布御殿は手狭なため、応対は松田御殿を使用
⑥ 一門・老中らとの献上拝領行為	延期	披露状で祝意を示すことは許可
⑦ 江戸当役らとの献上拝領行為	延期	
⑧ 萩・江戸での「御悦之御帳付」	先例通り実施	
⑨ 婚姻に関係した役人らに対する料理・御吸物・御酒の下賜	中止	
⑩ 御付の男女への支度銀及び諸品の下賜	中止	
⑪ 御用間商人らの祝儀献上	中止	

※「齊元公御結納御婚禮其外一件」五巻（44 三賀 28）より筆者作成

この時も、堅田・国司両家は老中としての「御役席」ではなく、家の石高に基づいた祝儀を贈ることを希望した。これに対し、藩側は「前々より御家督其外御慶事二付御祝儀員数石分ヶ二而御沙汰相成候節ハ勿論、一統年始之通献上と御沙汰相成候節も五千石以上之御祝儀献上可相成事候処、御婚禮二付而ハ前々より御祝儀石並二不拘、階級御役席等之差別を以御沙汰相成<sup>55)</sup>」とし、堅田・国司両家の主張を認めず、「御役席」に基づいた金額での献上行為が命じられた。つまり、婚姻を他の「慶事」と同等として理解する堅田・国司両家に対し、藩側は婚姻とはその他の「慶事」とは同等でないという見解を示したのである。

このように、文政二年段階とは全く異なる判断が下されたのであるが、この点はどのように評価することが出来るだろうか。最大の特徴としては、「慶事」としての性格について藩側・家臣側の理解に相違があるという点で指摘できる。この点は文政二年段階でも指摘した点であるが、家督相続や大名子女の婚姻、大名及び世子の婚姻といったものを堅田・国司両家は区別して捉えていないのに対し、藩側は大名家の家督相続や後継者の決定といった「慶事」を婚姻よりも相対的に重い「慶事」に分類しているのである。つまり、財政窮乏による格式の省略の必要性に言及しながらも、そのなかでは堅田家・国司家から献上する祝儀の増額を求める要求がなされており、さらに藩側はこうした要求を退けるにあたり、婚姻とは他と比べて相対的に軽い「慶事」とあるという主張を行っていたのである。

また、今回、齊元の婚姻の「御広目」に合わせて他大名らへ通達がなされた。その過程で、まず文政六年五月一〇日には、通達先の大名家に対し、「厳重御省略中<sup>56)</sup>」であることを理由に「御祝物之儀も堅御断押而被差越候而も御受納不被成<sup>57)</sup>」という対応を取ることが詮議された。この点のみを見ると、他大名らへ向けた外向きの格式も家中に向けた内向きの格式と同様に縮小されたようにも見える。しかし、「御広目」当日の五月二三日には以下の【史料七】の通り再度詮議がなされている。

【史料七】

今度 宮内様御婚禮御広目二付先達而諸向江御知被仰入候節御省略中之訳を以御祝物之儀不一通嚴重

御断被成候得共、重キ御間柄之御方々様并 御心安御大名様方より御内使者各別之御口上等を以御祝物押而被差越候ハ、御返却も被相成間敷二付御受納被成御答礼之儀も前々之趣を以相応被遂候様可被仰付哉<sup>56</sup>、

つまり、表向きには「堅御断」としながらも、当日になり、祝儀を贈ってきた他大名の使者を断するという行為は緩和が検討されているのである。実際、「斉元公御結納御婚禮其外一件」には、他大名家からの祝儀の内訳やそれに対する返礼の内容も記されており、「嚴重御省略」という方針が江戸での他大名との関係性のなかでは必ずしも貫徹されていなかったことが分かる。

こうした外向きの対応は、先述の「御家」内部に向けた内向きの対応と比較すると、その方針の違いがより顕著となる。すなわち、内向きの献上行為が婚姻という「慶事」の程度に基づき、大幅に省略されたのに対し、外向きの贈答行為は当日になり、その基準が見直され、緩やかに適応されるにとどまっているのである。

また内向き・外向きの格式の差は同時に江戸と国元である萩の関係性にも置き換えることができる。つまり、江戸における他大名家との関係性など大名家としての毛利家の体面に関わる部分の格式が「嚴重御省略」の適用が緩やかであったのに対し、内向き、具体的には家臣との関係性を再確認する場面での格式は、婚姻は家督相続よりも軽い「慶事」であるという理解のもとで、積極的に省略が実行されていたのである。

#### 四、考察―「慶事」としての大名家婚姻―

以上、後に萩藩一代藩主となる斉元の養子入りから婚姻に至る過程を明らかにしてきた。まず、一連の過程で明らかになったのは、斉元が掣養子として迎えられる過程は大きく二つに分けられるという点である。一つ目は斉元を掣養子として迎えることを幕府へ願ひ出る場面であり、二つ目は実際に斉元と斉熙の娘の美和姫との婚姻である。さらに、この内、簡略化が顕著に見られたのは二つ目の婚姻の場面であり、斉元の掣養子入りが幕府から許可された際には従来の「慶事」と同様の格式が適用された。

さらに特筆すべきは、斉元の婚姻を前倒しにし、格式を簡略化する過程で主導権を發揮したのが、一〇代藩主の斉熙であるという点である。斉元の婚姻に関わる一連の展開を見る限り、財政窮乏により格式を省略するよりも前に、斉熙を中心とする江戸方の詮議のなかで財政窮乏のな

かにも関わらず前倒しされていたという方がより実情に即していると言えよう。

このように斉元の婚姻が前倒しされていた背景には、幕府との関係性強化を希求する動向があった。文政四年（一八二二）に保三郎の丈夫届を幕府へ提出する前後から、毛利家は家斉子女との婚姻を企図していた。実際、同五年（一八二二）に幕府が保三郎を家斉子女の婿候補としているという風説を耳に入れた際には「御所帯御難渋なから自道之儀者万事いか様御省略被仰付候而も 公辺之御首尾宜様被仰付度 思召之<sup>57</sup>」とし、將軍家との縁組みが最優先事項であることを明らかにしている。すなわち、斉元の婚姻とは、当時の毛利家という「御家」を運営する上で、優先順位の低い事柄として位置づけられ、「御家」内部における「慶事」としての度合いが江戸方によって調査されていたのである。さらに言えば、同族内婚姻である斉元の婚姻よりも、幕府との関係性強化に直結する保三郎の縁組みの方が優先された結果とも言えることが出来る。

しかし、こうした「慶事」に差を設けるといふ見解は、必ずしも整合性を持った論理ではなかった。斉熙・斉元・斉広が死去し、新たな藩主として擁立された敬親と斉広遺児の幸姫との婚姻では前掲の【表2】のなかで省略・中止された献上拝領儀礼が再興されている。この時、再興の理由として言及されたのが、敬親と幸姫の婚姻が「廉有御大礼<sup>58</sup>」「重キ慶事<sup>59</sup>」であるという理解である。つまり、同じ同族内婚姻であるにも関わらず、敬親の場合は婚姻に対する「慶事」の格差が撤廃されているのである。こうした点を考えれば、斉元の婚姻と敬親の婚姻における格式の変更とは財政窮乏だけではなく、「慶事」を「御家」全体でどのように共有していくかという「御家」のあり方そのものに関わる問題として理解されていたのである。今後は「御家」のあり方をめぐる成果を、近世後期の歴史的展開のなかに位置づけていくことが課題となる。

### 註

- (1) 高野信治「大名と藩」(『岩波講座 日本歴史』第11巻、岩波書店 二〇一四年)
- (2) 大友一雄『日本近世国家の権威と儀礼』(吉川弘文館 一九九九年)
- (3) 渡辺浩『御威光』と象徴―徳川政治体制の側面―(『東アジアの王権と思想』増補新装版 東京大学出版会 二〇一六年) ※初版は一九九七年
- (4) 大森映子「萩毛利家の相続事情―養子相続と公的年齢―」(『湘南国際女子短期大学紀要』九号 二〇〇二年)

- (5) 拙著『近世大名家における「家」と「御家」―萩毛利家と一門家臣―』（清文堂出版 二〇一八年）
- (6) (7) 田中誠二『萩藩財政史の研究』（塙書房 二〇一三年）
- (8) 石川敦彦「毛利大蔵失脚事件について」（『山口県地方史研究』一〇八号 二〇一二年）
- (9) 伊藤昭弘『藩財政再考―藩財政・領外銀主・地域経済』（清文堂出版 二〇一四年）
- (10) 前掲大森氏（4）
- (11) 「彈正様御仮養子事」（3公統97）山口県文書館所蔵毛利家文庫※以下特に断りのない限り、原史料は同館所蔵である。
- (12) 田中誠二「萩藩の本・支藩関係をめぐって」（『山口県地方史研究』六一号 一九八九年）・同「毛利秀元論」（『山口県地方史研究』六二号 一九九〇年）
- (13) 拙稿「萩藩主毛利重就の「御家」認識」（『日本歴史』八三七号 二〇一八年）
- (14) 〱 (22) 「彈正様御仮養子事」（3公統97）
- (23) 「齊元公御掣養子御張出一件記録」一卷（46吉凶161）
- (24) (25) 「彈正様齊元公御掣養子一件」二卷（46吉凶160）
- (26) 前掲大森氏（4）
- (27) 「彈正様齊元公御掣養子一件」二卷（46吉凶160）
- (28) 森下徹『武士という身分―城下町萩の大名家臣団』（吉川弘文館 二〇一二年）
- (29) (30) 「彈正様齊元公御掣養子一件」二卷（46吉凶160）
- (31) 〱 (34) 「彈正様齊元公御掣養子一件」三卷（46吉凶160）
- (35) 大森映子「大名相続における女性」（『歴史評論』七四七号 二〇一二年）
- (36) 岡田悟「毛利藩における萩、山口の御客屋について」（『日本建築学会計画系論文集』五一六号 一九九九年）
- (37) 〱 (40) 「彈正様齊元公御掣養子一件」三卷（46吉凶160）
- (41) 〱 (45) 「齊元公御結納御婚礼其外一件」一卷（44三賀28）

- (46) 「齊元公御結納御婚禮其外一件」二卷(44三賀28)
- (47) 〃(51) 「齊元公御結納御婚禮其外一件」一卷(44三賀28)
- (52) 「保三郎様御丈夫届御順養子御願一卷」一卷(46吉凶170)
- (53) 「齊元公御結納御婚禮其外一件」一卷(44三賀28)
- (54) (55) 「齊元公御結納御婚禮其外一件」三卷(44三賀28)
- (56) 「齊元公御結納御婚禮其外一件」五卷(44三賀28)
- (57) 「保三郎様御丈夫届御順養子御願一卷」一卷(46吉凶170)
- (58) 「慶親公御結納御婚禮一卷」二卷(4忠正公31)
- (59) 「慶親公御結納御婚禮記録」二卷(4忠正公32)

本稿の執筆に関わる史料の閲覧に際し、史料の所蔵先である山口県文書館にご高配を賜ったことについて、この場を借りて謝意を示したい。